

- 1 入所申込に当たっては、事前に妊産婦本人及び妊産婦の属する世帯（同一の住所で世帯分離を行っている場合には、当該妊産婦と同居する世帯を含む）の扶養義務者全員（未成年者及び就労の有無等を問わない）の税申告が手続き済みであることをご確認してください。税情報のご確認出来ない場合、入所申込の受付はできません。
※税申告は、原則賦課期日（当該年度の1月1日）時点で住民票を置いていた自治体で行う必要があります。
- 2 本申込書は、妊産婦本人の自筆により記入し申請してください。代理人による記入及び申請とする場合、委任状の添付が必要です。